

「第4期町田市国民健康保険事業財政改革計画」の策定について

国民健康保険（以下「国保」という。）では、制度の安定化を目的とした国保制度改正が2016年度から段階的に行われています。これまで、国は公費投入による国保財政の基盤強化を行い、低所得者対策として保険料軽減対象者の拡大などを行ってきました。その一方で、市区町村に対しては、国保財政の赤字の計画的な解消を行うことを求めています。

町田市の国保会計は、毎年度財政赤字が発生しており、これらを一般会計からの繰入金で補てんして運営する状況が続いています。こうした厳しい財政状況について、国保制度改正の主旨に則り、町田市国民健康保険運営協議会に「第4期町田市国民健康保険事業財政改革計画（以下「第4期計画」という。）」を諮問し、作成案を承認する答申がなされたこと受け、同計画を策定したいましたのでご報告いたします。

第4期計画の概要

【第1章 計画策定の趣旨】

- 国保制度改正に伴い、2018年度から国保の財政運営の責任主体が東京都になります。
- 東京都が策定した東京都国保運営方針では、市区町村は目標年次を定めて「計画的に赤字を解消する」ことが求められています。

【第2章 町田市国保の現状と課題】

- 被保険者数の減少が続いています。
- 医療費の増加に影響を及ぼす前期高齢者（65歳以上75歳未満）の加入割合の増加が続いています。
- 国保会計の赤字に対して、一般会計から多額の繰入金による補てんが続いています。

【第3章 財政健全化に向けた考え方】

- 赤字額を計画的・段階的に解消するため、長期指標を設定しました。具体的には、2018年度からの10年間で赤字額を現状（2018年度当初予算時点）の50%に削減します。
- 長期指標のうち、2018年度から2020年度の3年間で第4期計画に相当します。
- 保険税率等については、段階的な改定とするため、2019年度以降、毎年度見直しを行います。（2018年度は税率改定を行いません）

【 第4章 財政健全化に向けた重点取組事項 】

- レセプト点検の実施や第三者行為に係る求償事務の適切な処理などにより「保険給付の適正化」に取り組めます。
- データヘルス計画の実施で被保険者の健康の保持増進をはかり、「医療費の適正化」に取り組めます。
- 収納率向上のため、市税と国保税の徴収部門の一元化などにより「保険税徴収の適正化」に取り組めます。

第4期町田市国民健康保険事業 財政改革計画

2018年2月
町田市

いきいき生活部保険年金課

第4期町田市国民健康保険事業財政改革計画 目次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 策定の目的 1
- 2 対象期間 1

第2章 町田市における国民健康保険の現状と課題

- 1 国民健康保険制度の最近の状況 1
- 2 被保険者の状況 2
- 3 保険給付費の推移 5
- 4 財政の状況 6

第3章 財政健全化に向けた考え方

- 1 長期目標の設定 8
- 2 今後の保険税率等改定の方法 9
- 3 第4期計画の目標 9

第4章 財政健全化に向けた重点取組事項

- 1 保険給付の適正化 9
 - (1) レセプト点検の実施について 9
 - (2) 柔道整復師、あはき師（あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師）の施術に係る療養費について 10
 - (3) 海外療養費について 11
 - (4) 第三者行為に係る求償事務 11
 - (5) 保険者間調整の普及・促進に関する取組の推進 12
 - (6) 高額療養費の多数回該当の取扱い 13
- 2 医療費の適正化 13
 - (1) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定状況 13
 - (2) 特定健診・特定健康指導の実施 14
 - (3) 糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進 15
 - (4) 健診異常値放置者受診勧奨事業の推進 15
 - (5) 被保険者の適正受診・適正服薬に向けた取組 16
 - (6) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進 16
- 3 保険税の徴収の適正な実施 17
 - (1) 町田市の状況 17
 - (2) 目標収納率 18
 - (3) 収納率向上のための取組 19

第4期町田市国民健康保険事業財政改革計画

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の目的

国民健康保険の保険給付等に要する費用は、原則として国や都からの法定の公費負担と国民健康保険税（以下、保険税という）収入で賄うこととされています。しかし、国民健康保険制度は、高齢者や低所得者が多く加入していることや、被保険者数が少ない小規模保険者が多いといった構造的な問題を抱えており、被用者保険などと比較して、①医療費水準が高い、②所得水準が低い、③財政運営が不安定になりやすい、といったリスクを抱えています。このことにより、現状、多くの自治体が、公費と保険税収入では医療費等の支出を賄えず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない財政状況にあります。2015年度の都内市区町村の一般会計からの法定外繰入金総額は1,169億円にのぼっています。町田市においても一般会計から多額の法定外繰入を行っており、2015年度には約54億円の法定外繰入を行いました。

このような問題に対応するため、2015年12月27日に、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法律により、2018年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となります。都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等に中心的な役割を担い、制度の安定化のために主体的な役割を果たしていくこととされています。市区町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険税（料）率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き行います。

東京都が2017年12月に策定した東京都国民健康保険運営方針では、決算補てん等を目的とする法定外一般会計繰入を行っている市区町村については、目標年次を定めた上で「計画的に赤字を解消する」こととされています。町田市においても、保健事業や医療費適正化、収納率向上、適正な保険税率の設定等の取り組みを実施することにより赤字を解消していくことが求められており、本計画はそのための具体的な取り組みを定めるものです。

2 対象期間

東京都国民健康保険運営方針は、2018年4月1日から2021年3月31日までの3年間を対象期間としており、本計画も同期間を対象期間とします。

第2章 町田市における国民健康保険の現状と課題

1 国民健康保険制度の最近の状況

2015年12月27日に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」では、国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革を、2016年度から順次実施するとしています。改正の主な内容は以下のとおりです。

（1）財政運営責任の都道府県化（2018年4月）

国民健康保険制度の将来にわたる安定のために、財政運営の責任主体が都道府県にな

ります。２０１８年度からは、東京都が保険給付費の全額を負担し、町田市はその財源として国民健康保険事業費納付金を納めることになります。

(２) 課税限度額引上げ(２０１６年４月)

高所得者層の負担額を引き上げ、中間所得者層の負担を軽減することを目的に、課税限度額が医療分２万円、後期高齢者支援金分２万円の引き上げとなり、総額８９万円になりました。

(３) 保険税軽減判定枠の拡大(２０１６年４月、２０１７年４月)

軽減判定所得基準額の引上げにより、保険税軽減判定枠が拡大されました。これに伴い、保険者支援制度により、軽減対象者数に応じた保険者への財政支援が拡充されました。

(４) 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大(２０１６年１０月、２０１７年４月)

２０１６年１０月から、従業員５０１人以上の事業所で週２０時間以上働く方などにも厚生年金保険・社会保険の加入対象が広がりました。さらに、２０１７年４月からは、従業員５００人以下の事業所で働く方も、労使間で合意すれば社会保険に加入できることになりました。

(５) 高額療養費の限度額区分改定(２０１７年８月、２０１８年８月)

２０１７年８月に自己負担限度額の引き上げと一般区分に対する多数回該当の設定、２０１８年８月に７０歳以上現役並み所得区分の自己負担限度額の引き上げと一般区分の外来自己負担上限額の引き上げがなされます。

(６) 入院時居住費の見直し(２０１７年１０月、２０１８年４月)

医療療養病床に入院する６５歳以上の患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、難病患者を除き、光熱水費相当額の負担が新たに必要となります。

(７) 高額介護合算療養費制度の見直し(２０１８年８月)

７０歳以上現役並み所得区分について、区分を細分化したうえで自己負担限度額が引き上げられます。

２ 被保険者の状況

(１) 被保険者数等の状況

- 被保険者総数は、２０１０年度以降減少が続いています。２０１６年度は前年度から７,０７９人と大きく減少し、２０１６年度末で１０１,０８６人となりました。減少の要因は、後期高齢者医療制度加入による国保離脱が最も大きく、４,７９７人でした。また、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大により、社会保険加入による国保離脱者数が、社会保険離脱による国保加入者数を大幅に上回り、差し引きで２,３１１人の減少となりました。
- 町田市の総人口に占める国保の被保険者の割合は、２０１６年度末現在で２３．６％となっており、２００９年度以降、減少傾向にあります。

町田市国保の被保険者数の推移

(各年度 年度末現在)

年度	被保険者総数				
	人	一般被保険者数			退職 被保険者数 人
		人	前期高齢者数 (再掲) 人	前期高齢者 加入割合 %	
2013	116,006	110,936	42,529	36.7%	5,070
2014	112,412	108,377	43,172	38.4%	4,035
2015	108,165	105,453	42,846	39.6%	2,712
2016	101,086	99,655	41,403	41.0%	1,431

※国民健康保険事業年報から作成

異動事由別の資格異動者数の推移

(単位：人)

年度	加入事由						
	転入	社会保険 離脱	生活保護 廃止	出生	後期高齢 者離脱	その他	計
2013	4,482	12,578	312	486	0	1,061	18,919
2014	4,403	11,732	271	478	0	918	17,802
2015	4,335	11,864	258	423	0	944	17,824
2016	4,196	10,972	208	348	0	966	16,690

(単位：人)

年度	離脱事由						
	転出	社会保険 加入	生活保護 開始	死亡	後期高齢 者加入	その他	計
2013	4,144	10,605	651	673	3,723	859	20,655
2014	3,880	11,491	483	633	4,064	845	21,396
2015	3,953	11,705	496	592	4,461	864	22,071
2016	3,548	13,283	531	592	4,797	1,018	23,769

※加入・離脱ともに国民健康保険事業年報から作成

国保加入率の推移

(各年度 年度末現在)

年度	町田市			東京都		
	被保険者数		加入率 %	被保険者数		加入率 %
	人	対前年度比 %		人	対前年度比 %	
2013	116,006	98.5%	27.2%	3,666,021	98.4%	27.5%
2014	112,412	96.9%	26.3%	3,578,162	97.6%	26.6%
2015	108,165	96.2%	25.3%	3,451,418	96.5%	25.4%
2016	101,086	93.5%	23.6%			

※国民健康保険事業年報、東京都統計データから作成

(2) 被保険者の年齢構成

- 一般被保険者のうち、保険給付費の増減に大きく影響する前期高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者）数は、2016年度末41,403人で、前年度から1,

443人減少しました。しかし、被保険者全体に占める比率は前年度比1.4ポイント増の41.0%となり、被保険者の高齢化が進んでいます。

- 前期高齢者の加入割合を比較（2015年度時点）すると、町田市は39.6%で、全国平均38.9%や東京都平均31.9%を上回っています。

前期高齢者の加入割合の比較

（各年度 年度末現在）

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2013	29.6%	27.6%	34.1%	36.7%	34.0%	34.8%
2014	31.0%	28.8%	35.8%	38.4%	36.2%	37.1%
2015	31.9%	29.6%	37.1%	39.6%	38.0%	38.9%
2016				41.0%		

※国民健康保険事業年報から作成

（３）被保険者の異動状況

- 2016年度に資格異動のあった被保険者数は、延べ40,459人となっており、これを年間平均被保険者数で除した異動率は38.3%です。また、転出者と転入者は延べ7,744人となっており、異動率のうち転出入に限った場合の割合は7.3%です。異動率、転出入率ともに、概ね全国平均並みで推移しています。

異動率と転出入率の比較

年度	異動率			転出入率		
	全国平均	東京都	町田市	全国平均	東京都	町田市
2013	35.7%	41.3%	33.6%	6.8%	12.4%	7.3%
2014	36.1%	42.1%	34.0%	6.8%	12.6%	7.2%
2015	37.5%	44.8%	35.9%	7.2%	13.5%	7.4%
2016			38.3%			7.3%

※国民健康保険事業年報から作成

（４）所得の状況

- 被保険者一人あたり所得金額（旧ただし書き所得）は、2016年度で約91万円です。
- 保険税の計算において、所得の合計額が一定額以下の場合、保険税（料）が軽減されます。軽減世帯の割合を比較（2015年度時点）すると、町田市は41.7%で、全国平均52.5%や東京都平均42.1%を下回っています。

一人あたり所得金額の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2013	94万円	97万円	88万円	87万円	76万円	65万円
2014	101万円	106万円	92万円	92万円	76万円	68万円
2015	101万円	105万円	91万円	91万円	76万円	66万円
2016				91万円		

※厚生労働省による国民健康保険実態調査から作成

保険税（料）軽減世帯の割合（2015年度）

世帯区分	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
7（6）割軽減世帯	25.3%	25.6%	24.5%	22.8%	24.0%	29.5%
5（4）割軽減世帯	8.7%	8.5%	9.4%	9.0%	10.7%	12.4%
2割軽減世帯	8.1%	7.5%	9.7%	9.9%	10.5%	10.6%
合計	42.1%	41.6%	43.6%	41.7%	45.2%	52.5%

※基盤安定負担金交付申請書、都国保運営方針から作成

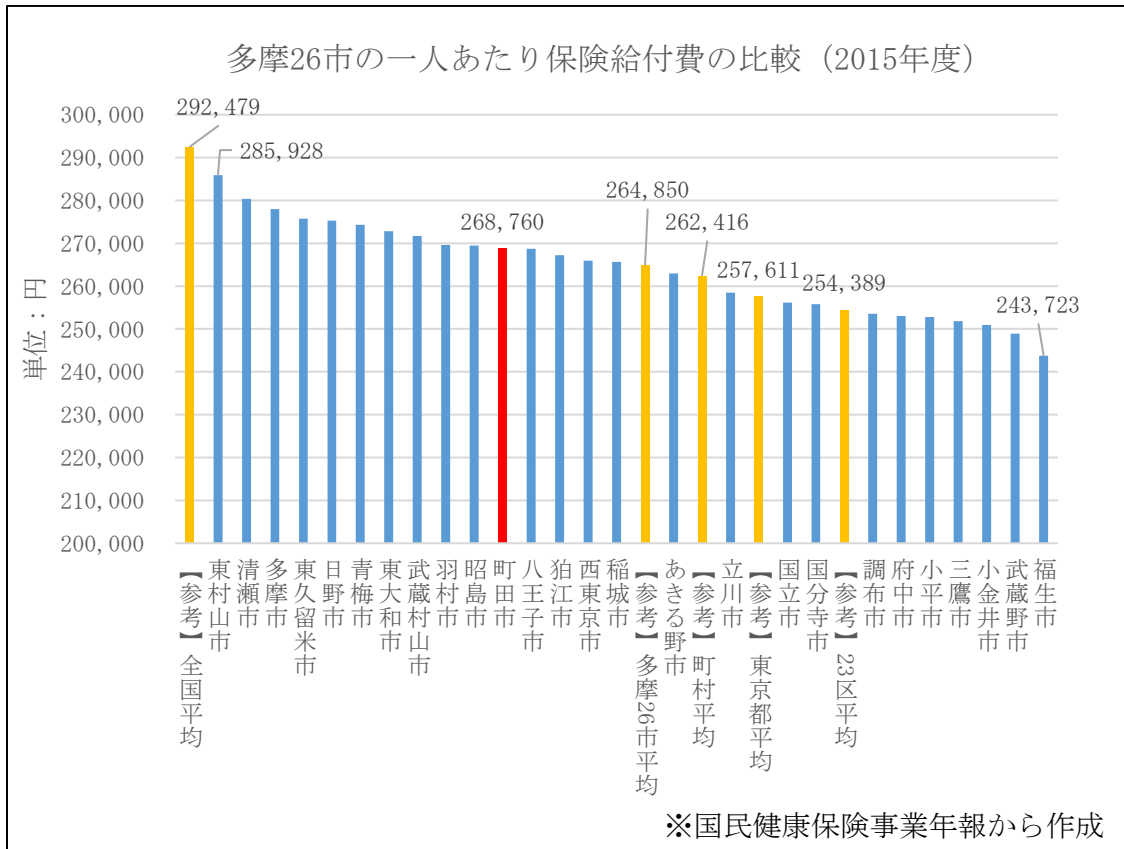
3 保険給付費の推移

- 保険給付費の総額は、医療の高度化や高齢化による医療費の高額化により、年々増加していましたが、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大など被保険者数の大幅な減少の要因があったため、2016年度は減少に転じました。
- 保険給付費の総額は減少に転じましたが、被保険者1人あたりの保険給付費は年々増加しています。2016年度の一人あたり保険給付費は274,274円で、前年度から5,514円増加し、依然として増加傾向が続いています。
- 一人あたりの保険給付費を比較（2015年度時点）すると、町田市は268,760円で、26市中11位です。全国平均292,479円よりは低いものの、東京都平均257,611円や多摩26市平均264,850円を上回っています。要因としては前期高齢者の加入割合の高さが挙げられます。

一人あたり保険給付費の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2013	245千円	236千円	245千円	252千円	264千円	280千円
2014	247千円	244千円	253千円	259千円	255千円	277千円
2015	258千円	254千円	265千円	269千円	262千円	292千円
2016				274千円		

※国民健康保険事業年報から作成、審査支払手数料含む



4 財政の状況

(1) 収支の状況

- 2016年度の町田市国民健康保険事業会計の歳入総額は51,223百万円で、2015年度の52,388百万円に対し、2.2%の減となりました。また、歳出総額は49,678百万円で、2015年度の51,267百万円に対し、3.1%の減となりました。

歳入歳出決算額の推移

(単位：千円)

年度	歳入決算額	歳出決算額
2013	45,757,109	44,949,448
2014	45,159,442	44,795,683
2015	52,388,374	51,267,351
2016	51,223,341	49,677,601

※町田市歳入歳出決算書から作成

(2) 法定外一般会計繰入金の状況

- 国保会計は毎年一般会計から繰入を行っていますが、これは、市が負担すべき分として法令で定められた「法定内繰入金」と市が独自に決定した「法定外繰入金」に分けられます。
- 町田市では、被保険者の負担軽減及び保険税の未収額補てん等のため、一般会計から法定外繰入を行うことで、国保事業の運営を維持しています。2016年

度は35億円を一般会計から繰り入れました。

- 国保会計の歳入全体に占める法定外一般会計繰入金の割合を比較（2015年度決算時点）すると、町田市は10.3%で、全国平均の2.4%、東京都平均の7.1%を上回っています。

法定外一般会計繰入金の推移

(単位：千円)

年度	法定外繰入額 A	歳入決算額 B	法定外繰入の割合 A/B
2013	4,477,154	45,757,109	9.8%
2014	4,824,467	45,159,442	10.7%
2015	5,399,956	52,388,374	10.3%
2016	3,512,254	51,223,341	6.9%

※国民健康保険事業年報から作成

歳入に占める法定外一般会計繰入金の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2013	8.3%	7.9%	9.3%	9.8%	10.4%	2.7%
2014	8.0%	7.5%	9.2%	10.7%	10.8%	2.6%
2015	7.1%	6.5%	8.4%	10.3%	9.6%	2.4%
2016				6.9%		

※国民健康保険事業年報から作成

(3) 所得に占める保険税（料）の割合

- 歳入に占める法定外一般会計繰入金は全国平均や東京都平均を上回っている一方で、被保険者一人あたりの保険税（料）負担率については、2015年度では町田市は7.3%で、全国平均12.5%、東京都平均8.8%を下回っています（町田市では、2016年度及び2017年度に税率改定を行ったため、2016年度の負担率は8.5%となっています）。

一人あたり課税対象所得額に対する保険税（料）調定額の割合（2015年度）

	東京都					全国平均
		特別区	市		町村	
			町田市			
一人あたり 保険税（料） 調定額	91千円	98千円	73千円	68千円	65千円	84千円
一人あたり 課税対象所得額	1,027千円	1,078千円	917千円	926千円	761千円	672千円
負担率	8.8%	9.1%	8.0%	7.3%	8.6%	12.5%

※国民健康保険事業年報から作成

第3章 財政健全化に向けた考え方

1 長期指標の設定

(1) 財政収支の改善に係る基本的な考え方

- 国保会計は、保険給付費などの歳出を、保険税と国・都の補助金等の歳入で賄い運営する独立採算が原則です（国民健康保険法第10条）。よって、本来は、保険給付費の増大等により歳出が増えた場合には、それを賄う歳入を保険税収入により確保しなければなりません。
- しかし、現状では、保険税収入と国・都からの補助金では保険給付費を賄えず、毎年度生じる歳入不足分を、一般会計からの法定外繰入金に依存する状況が続いています。
- 2018年度以降は、国保制度改革により東京都が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となりますが、歳入不足分を一般会計からの法定外繰入金で補てんしなければならない状況に変わりはありません。
- 一般会計からの法定外繰入を行い国保の赤字補てんに充てることは、受益者負担の考え方から外れるだけでなく、国民健康保険に加入していない方にも負担を強いることになります。
- 厚生労働省が2016年4月に策定した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」、及び東京都が2017年12月に策定した「東京都国民健康保険運営方針」では、国保会計の「赤字」について、市区町村は解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めることが求められています。
- 赤字解消のための取組を行わない場合、被保険者数の減少により保険税収入は減少していく一方、1人あたり医療費の増加等により国民健康保険事業費納付金は微減に留まることが考えられるため、赤字額は毎年度増加していくことが見込まれます。

(2) 解消・削減すべき赤字額

- 一般会計からの繰入金には、市が負担すべき分として法令で定められた「法定内繰入金」と市が独自に決定した「法定外繰入金」があります。
- 東京都国保運営方針に基づき、解消・削減すべき赤字額は、「法定外一般会計繰入金のうち決算補てん等目的のもの」とします。

一般会計繰入金の内訳（2018年度当初予算）

（単位：千円）

一般会計繰入金	5,027,194
法定内一般会計繰入金	2,372,171
基盤安定負担金	1,597,197
事務費	608,257
出産育児一時金の2/3	88,480
財政安定化支援事業	78,237
法定外一般会計繰入金	2,655,023
決算補てん等目的以外	0
決算補てん等目的（解消すべき赤字額）	2,655,023

(3) 削減指標

- 赤字額を計画的・段階的に解消するため、被保険者への影響を考慮し、2018年度からの10年間で、赤字額を現状（2018年度当初予算時点）の50％に削減します。
- 2018年度当初予算時点における赤字見込み額は26.6億円（26.55億円を切り上げ）です。これを2027年度までに13.3億円に削減します。
- 2028年度以降の赤字額の解消計画については、その後の町田市の国保財政状況の見通しや社会情勢を踏まえて検討します。

2 今後の保険税率等改定の方法

- 保険税率等については、被保険者への影響を鑑み、段階的な改定とするため、2019年度以降、毎年度見直しを行います。
- 次期計画策定時は、前期計画終了時点の赤字額と削減指標13.3億円とのかい離額を、2027年度までの残年数で除した額を各年度の赤字削減額とします。
- 社会情勢の変化等により削減指標13.3億円を前倒して達成した場合は、更なる赤字削減は行わないこととし、2027年度までは13.3億円を維持します。

3 第4期計画の目標

- 各年度の赤字削減額は、26.6億円の50％である13.3億円を2019年度から2027年度までの税率等改定回数9回（毎年度改定）で除した1.5億円とします。
- 各年度に1.5億円ずつの赤字削減を行い、削減後の赤字額を2019年度に25.1億円、2020年度に23.6億円とすることを目標とします。
- 医療費の増加等により、対象年度に赤字額の増加が見込まれる場合は、赤字削減額と同額を上限として、当該年度の税率等改定額に組み込みます。

各年度の赤字削減額

	年度	現状の赤字額	赤字削減額	削減後の赤字額
第4期計画期間	2018年度	26.6億円		
	2019年度		1.5億円	25.1億円
	2020年度		1.5億円	23.6億円

第4章 財政健全化に向けた重点取組事項

1 保険給付の適正化

(1) レセプト点検の実施について

診療報酬の請求のために医療機関から提出されたレセプトは、東京都国民健康保険

団体連合会（以下、国保連という）の審査委員会で審査され保険者に送付されますが、より一層の給付の適正化を図るためレセプト点検を行っています。

ア 町田市の状況

- 町田市では２０１２年１０月から国保連に点検業務の委託を行い、国保連の豊富な専門的知識と電算システムの活用により、大きな効果を上げました。
- レセプト点検の財政効果額は国保連に委託している保険者が高い傾向にあり、レセプト点検の一人当たり財政効果額を比較（２０１５年度時点）すると、町田市は９４８円で、全国平均（４４８円）や東京都平均（８１６円）を上回っています。

レセプト点検一人あたり財政効果額の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2013	781円	766円	809円	1,250円	1,021円	482円
2014	813円	792円	865円	1,354円	734円	467円
2015	816円	777円	907円	948円	770円	448円
2016				1,054円		

イ 今後の取組

- 国保連への点検業務の委託を継続します。あわせて、国保連主催のレセプト点検事務説明会に参加するなど、町田市担当者の能力向上に努めます。

（２） 柔道整復師、あはき師（あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師）の施術に係る療養費について

柔道整復師及びあはき師による施術については、レセプトではなく、療養費の支給申請書が提出されます。

ア 町田市の状況

- ２０１６年度における町田市の柔道整復師及びあはき師の施術に係る療養費の支給件数は４９，４２８件となっており、このうち、柔道整復師の施術に係る療養費の支給件数は全体の約８５％に相当する４１，７６７件となっています。
- 柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書の点検を国保連に委託しています。
- 負傷の部位が多いものや施術期間が長期にわたるもの、及び短期間に何度も施術を行っているものについては、国保連が受診者に調査票を送付して施術内容の確認を行っています。

イ 今後の取組

- 柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書の点検や、施術内容の確認について、引き続き国保連への委託を行います。
- 不正請求の疑いがあるものについては、東京都の関係部署と連携を取り、必要に応じて指導・監査等の対応を行います。

(3) 海外療養費について

海外療養費をめぐっては、海外で療養を受けた事実がないにもかかわらず、支給申請する事案が問題となったため、療養費の支給申請時にパスポート提出を義務づけるなど、内容確認への強化が行われました。

ア 町田市の状況

- 町田市における2016年度の海外療養費支給件数は86件となっています。これらの療養費の支給申請書の点検を国保連に委託しています。
- 海外療養費の申請にあたっては、パスポートや航空券等の写しの提出を求め、海外への渡航の事実確認を行っていますが、町田市ではそれ以外にも、インターネットによる海外の当該医療機関の所在確認等を行い、給付の適正化に努めています。
- 療養費の支給申請書の点検の結果、疑義のあるものについては、療養費の支給申請書の再翻訳や現地医療機関の所在確認等を含めた精緻な点検を行うための委託を国保連に別途行っています。

町田市海外療養費支給件数・金額の推移

年度	支給件数	支給金額
2013	128件	2,273,362円
2014	89件	1,944,243円
2015	92件	2,688,337円
2016	86件	2,130,364円

イ 今後の取組

- 疑義がある療養費の支給申請書についての国保連への調査業務委託を継続します。また、不正請求であると判断された事例については、適宜、東京都と連携を取り対応します。
- パスポートや航空券等の写しの提出による海外への渡航の事実確認や、インターネットによる海外の医療機関の所在確認の取組を継続します。

(4) 第三者行為に係る求償事務

被保険者が第三者の行為（事故等）により傷病を負った場合、通常、被保険者は第三者に対して、傷病に係る損害賠償請求権（医療費相当額）を取得します。この傷病の治療において、国民健康保険証を使用した場合、保険者（市）は、被保険者に代わってその医療給付費を第三者に求償します。

ア 町田市の状況

- 第三者行為に係る求償事務のうち、被保険者の傷病発生が交通事故によるものであり、かつ第三者が損害賠償保険等に加入している場合の求償事務について国保連に委託しています。
- 2016年度からは、都内全市区町村が一般社団法人日本損害保険協会との間で「世帯主等による傷病届の作成等の援助に関する覚書」を締結しました。これにより、交通事故の加害者又は被害者が損害賠償責任保険等に加入している場合、これまで被害者が作成・提出していた書類について、保険会社が作成支援を

行うこととなりました。この結果、被害者への損害賠償金の支払いが迅速に行われるようになるほか、書類の早期提出に資するなど市区町村の事務負担の軽減にもつながっています。

- 第三者行為による傷病の治療において、被保険者が国民健康保険証を使用した場合には、被保険者は市に傷病届を提出しなければなりません。傷病届が提出されないことにより損害賠償請求を行えない事例については、ハガキや電話により傷病届の提出を促しています。

イ 今後の取組

- 国保連への求償事務の委託を継続します。また、今後、損害賠償保険等に参加していない第三者への直接求償についても、国保連に委託可能となる方向性が示されているため、情報の収集に努めます。
- 傷病届が提出されない事例への対策として、ホームページ等を活用し、第三者行為による傷病が発生した場合には市への届け出が必要である旨を周知・啓発するとともに、医師会に対し、各種レセプトに第三者行為による傷病である旨を明記するよう依頼するなど、連携を強化します。
- 求償事務を行うにあたり疑義があるときは、国保連や国が委嘱している第三者求償アドバイザーへ助言を求めながら、適切な処理を実施します。

(5) 保険者間調整の普及・促進に関する取組の推進

社会保険への加入等により国保の資格を喪失したにもかかわらず、国保の保険証で受診した場合、受診者は市が負担した医療給付費相当額を市に返還しなければなりません。また、当該受診の給付を受けるためには、受診時に加入していた健康保険にその費用を請求する必要がありましたが、2015年度からこれらの手続きが受診者を介さずに保険者間で調整すること（保険者間調整）ができるようになりました。

ア 町田市の状況

- 保険者間調整が可能になったことにより、町田市は他の公営保険者、及び全国健康保険協会との調整に係る事務を国保連に委託しています。

保険者間調整実施件数

年度	件数
2015年度（10月～制度開始）	2,456件
2016年度	4,858件

イ 今後の取組

- 他の公営保険者、及び全国健康保険協会に係る調整事務について国保連への委託を継続します。
- 保険者間調整は、2015年度から可能となりましたが、現状では未対応の保険者も多く存在しています。普及については今後に期待するところですが、町田市において返還金が発生した場合は、速やかに受診者と連携して保険者間調整の手続きを推進します。

(6) 高額療養費の多数回該当の取扱い

医療機関や薬局の窓口で支払った額が1か月の自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額は高額療養費として被保険者に支給されます。さらに、高額療養費の支給に多数回該当（直近12か月の間に4回以上）した場合は、その月の自己負担限度額が引き下げられ、高額療養費の支給要件が緩和されます。（以下、「多数回該当」という）。

ア 国保の制度改正による適用範囲の拡大

- 多数回該当の適用基準である高額療養費の直近12か月間の支給回数は、これまで町田市が支給した回数のみを対象としていました。2018年度から東京都も国保の保険者となったため、適用範囲が拡大され、東京都内での高額療養費の支給回数が通算されることになりました。

イ 町田市の対応

- 適用範囲が東京都全域に拡大されたため、被保険者が転居を伴っている場合など、医療データの集約や世帯の同一性の確認等の作業が増大することが予想されます。これらの事務において、適切な処理を行います。

2 医療費の適正化

(1) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定状況

国が策定した「日本再興戦略」では、レセプト等のデータ分析を行い、それに基づく被保険者の健康保持増進のための事業計画として、データヘルス計画の策定と実施を行うことを全保険者に求めています。

ア 町田市の状況

- 町田市においても、2017年3月に「健康・医療情報分析に基づく生活習慣病等予防事業実施計画」（以下、データヘルス計画という）を策定しました。今期の計画期間は2017年度から2020年度の4年間です。

イ 今後の取組

- データヘルス計画に基づき実施する保健事業は、下記のとおりです。
 - ① 特定健康診査
 - ② 特定保健指導
 - ③ 糖尿病性腎症重症化予防事業
 - ④ 健診異常値放置者受診勧奨事業
 - ⑤ がん検診等
 - ⑥ 重複頻回受診対策の検討
 - ⑦ ジェネリック医薬品の普及促進
- 年度ごとに目標値を設定し、達成状況の確認及び評価を行います。全体評価は、最終年度である2020年度に実施し、その内容を次期計画に反映させます。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の実施

特定健康診査（以下、特定健診という。）と特定保健指導は、高血圧症や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病等の早期発見と予防のために、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施するものです。

ア 町田市の状況

- 町田市の特定健診の受診率は、2015年度実績では46.9%で、全国平均36.3%、東京都平均44.9%に対し、それらを上回っている状況です。
- 特定健診の受診率向上のため、未受診者に対して、まず受診の案内文を送付し、一定期間後に電話による受診勧奨を行っています。2016年度は、電話勧奨を10,000件、通知勧奨を25,000件実施しました。

特定健診受診率の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2013	43.6%	41.7%	47.9%	45.0%	40.2%	34.2%
2014	44.4%	42.3%	48.9%	46.3%	41.0%	35.3%
2015	44.9%	42.9%	49.2%	46.9%	43.0%	36.3%
2016				45.5%		

※都国保運営方針及び特定健診・特定保健指導実施結果報告（法定報告）から作成

- 特定健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された被保険者に対して、特定保健指導を行っています。
- 町田市の特定保健指導の実施率は、2015年度実績では11.2%で、全国平均23.6%、東京都平均15.7%に対し、それらを下回っている状況です。
- 特定保健指導の実施率向上のため、電話による保健指導利用勧奨と、未利用者を対象とした保健指導セミナーを実施しています。2016年度は、電話勧奨を2,763件、保健指導セミナーを3回実施しました。

特定保健指導実施率の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2013	14.6%	13.6%	16.6%	8.5%	13.6%	22.5%
2014	16.1%	15.2%	17.9%	7.6%	15.5%	23.0%
2015	15.7%	14.9%	17.1%	11.2%	17.5%	23.6%
2016				9.9%		

※都国保運営方針及び特定健診・特定保健指導実施結果報告（法定報告）から作成

イ 今後の取組

- 特定健診受診率60%、特定保健指導実施率45%を目標とします。

- 特定健診の受診率向上のため、郵送物及び電話による受診勧奨を継続して実施します。また、国民健康保険加入時の特定健診の案内や、広報誌掲載等の広報活動に取り組みます。
- 特定保健指導の実施率向上のため、電話による利用勧奨や保健指導セミナーを継続して実施します。また、特定保健指導実施会場や実施体制の見直しを行って、参加しやすい環境の構築を目指します。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進

国が策定した「健康日本21（第二次）」では、糖尿病性腎症による人工透析への移行者の減少を目標として掲げています。

ア 町田市の状況

- 町田市の被保険者数に占める人工透析患者数は0.4%とごく少数ですが、患者一人当たりにかかる年間の医療費は約530万円と非常に高額になっており、全体の医療費の7.2%を占めています。
- 町田市が行う特定健診の受診者や糖尿病の受診歴がある被保険者のうち、重症化の恐れがある人に対して予防プログラムへの参加を呼び掛けています。参加者には、保健師等の専門職による面談や電話による指導を6か月間行い生活習慣の改善に取り組みます。また、糖尿病の通院歴がある人については、かかりつけ医と連携して、より効果的に予防プログラムが進められるよう配慮しています。

イ 今後の取組

- 生活習慣病改善の意識づけには、保健師等の専門職による指導が有効であるため、これを継続して行います。
- 2017年度に実施状況の検証を行い、より多くの人が参加できる取組を検討します。
- 成果目標は、各年度とも「指導実施完了者の人工透析への移行者0人」とします。

(4) 健診異常値放置者受診勧奨事業の推進

特定健診の結果、治療が必要と判断された被保険者については、特定保健指導だけでなく医療機関での受診が必要となります。しかしながら、これらの被保険者のうち未受診のまま長期間経過してしまうケースが存在します。

ア 町田市の状況

- 特定健診で治療が必要と判断されたにもかかわらず、一定期間（半年程度）通院の事実がない被保険者を健診異常値放置者として位置付けています。
- 健診異常値放置者に対して、ハガキによる受診勧奨を行っています。これにより、病気を放置することによる重症化の予防を図っています。

イ 今後の取組

- 健診異常値放置者に対し、ハガキによる受診勧奨を継続するとともに、電話等による勧奨など、より効果的な勧奨の実施を目指します。

- 成果目標は、各年度とも「健診異常値放置者の20%減少」とします。

(5) 被保険者の適正受診・適正服薬に向けた取組

重複・頻回受診は、同一傷病で複数の医療機関での受診・投薬が行われるため、薬の過剰摂取や残薬、被保険者及び保険者の医療費増大の問題が生じるほか、医療現場の負担増にもつながることが指摘されています。これらの問題を解決するために、保険者が適正な受診や服薬を呼びかけるほか、医療を受ける患者側も適切な受診を行うなどの協力が求められています。

ア 町田市状況

- 重複・頻回受診の発生は、年齢や疾患により一定の傾向があるとされていますが、これに捉われることなく、適正受診を広く呼びかけることが必要であると考えます。
- 医療費の総額を記載した「医療費のお知らせ」を半年ごとに年2回送付しています。これにより、被保険者の健康に対する意識向上と国保財政の適正化を図っています。

イ 今後の取組

- 適正受診の重要性について、広報・ホームページ等を通じて広く周知を行います。
- 被保険者に対して、かかる医療費を通知する取組を継続して行います。
- データヘルス計画において、重複・頻回受診対策の策定を掲げています。適正受診のために、より効果的な方法を検討して実施に向けた準備を行います。

(6) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

国が定めた「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、ジェネリック医薬品の使用率について、「2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」ことが掲げられています。

ア 町田市状況

- 2012年度からジェネリック医薬品に変更した場合の差額通知を年1回（12ヶ月分）送付しています。また、2014年度からは送付対象者を拡大するとともに、送付回数を年1回から3回（4ヵ月分ごと）に増やしました。
- 2009年度からジェネリック医薬品希望カードを配布しています。また、2014年度からは制度周知用のポケットティッシュ、および保険証やお薬手帳に貼るための希望シールを配布しています。
- 町田市のジェネリック医薬品の使用率は、2016年度実績では66.5%で、2012年度に差額通知の送付を開始して以後、増加し続けています。

ジェネリック医薬品の使用率の推移

年度	使用率
2012	39.1%
2013	41.7%
2014	50.9%
2015	56.1%
2016	66.5%

イ 今後の取組

- 差額通知の発送や、ジェネリック医薬品希望カードの配布、広報等への掲載を通じての周知拡大などに引き続き取り組みます。
- 三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連携を強化するとともに、三師会を通じ、各医療機関への働きかけを行います。
- 成果目標は、「2020年度にジェネリック医薬品の使用率80%達成」とします。

ジェネリック医薬品の使用率の目標値

年度	使用率
2018	76.0%
2019	79.0%
2020	80.0%

3 保険税の徴収の適正な実施

(1) 町田市の状況

ア 保険税の収納の現況

- 町田市における2015年度現年分保険税の収納率は92.04%と、2014年度の91.37%に比べ0.67ポイント増加しています。町田市の収納率は毎年度向上しており、全国平均91.45%及び東京都平均87.44%よりも高い水準にあります。一方で都内26市の平均収納率92.48%と比較すると0.44ポイント下回っていますが、これは被保険者数の少ない自治体の方が収納率上優位となる傾向があるためです。参考までに近隣3県（神奈川県、千葉県、埼玉県）で被保険者数が同規模の自治体の収納率は下表のとおりとなります。

国民健康保険税現年度分収納率の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2013	86.20%	84.49%	91.14%	90.75%	92.78%	90.42%
2014	86.74%	85.00%	91.83%	91.37%	93.01%	90.95%
2015	87.44%	85.73%	92.48%	92.04%	93.36%	91.45%
2016			92.70%	92.61%		

※国民健康保険事業年報から作成

同規模自治体の収納率（2015年度末時点）

	町田市	藤沢市	横須賀市	柏市	川越市
被保険者数	108,165人	100,122人	111,250人	103,182人	91,678人
収納率	92.04%	90.89%	90.66%	89.15%	90.26%

※国民健康保険事業年報から作成

イ 滞納世帯等の状況

- 2016年6月1日現在の滞納世帯数は8,688世帯となっており、国保の加入世帯数66,667世帯に対する割合は13.0%で、毎年度減少しています。また、東京都平均の21.9%と比べて低い割合となっています。

滞納世帯の状況

年度	東京都					
	加入世帯数	滞納世帯数	滞納者割合	加入世帯数	滞納世帯数	滞納者割合
2013	2,474,068	550,816	21.5%	69,585	10,534	15.1%
2014	2,454,154	528,073	21.5%	68,320	9,660	14.1%
2015	2,305,631	505,741	21.9%	66,667	8,688	13.0%
2016				63,655	7,520	11.8%

※東京都指導検査データブックから作成、数値は翌年6月1日時点

ウ 収納対策の状況

収納率向上を目指し、以下の対策を実施しています。

- 口座振替の推進

口座振替を原則化し、国保加入手続き時に口座登録の案内を行うほか、手続きを簡便にするため、キャッシュカードを専用端末に通すことで簡単に口座登録のできるペイジーを導入しています。

- 催告と納税相談

文書催告、自動電話催告、訪問催告などを計画的に実施することにより、滞納者に対し自主納付を促すとともに、納付が困難な方については、きめ細やかな納税相談を行っています。また、平日に来庁することが困難な方のために日曜窓口（日曜開庁）を実施しています。滞納の続く世帯に対しては、医療機関窓口での自己負担割合が10割になる被保険者資格証明書や有効期限の短い保険証（短期証）を交付しています。

- 滞納処分の執行

様々な方法により納税機会を確保するよう努めていますが、特別な事情もなく、また納税相談にも応じてもらえない場合等は、保険税負担の公平性の観点から、適正な財産調査のうえ滞納処分を執行しています。

(2) 目標収納率

ア 目標設定の考え方

- 東京都国民健康保険運営方針では、都内市区町村における現年分の目標収納率を被保険者の規模に応じて設定しています。町田市は2016年度の収納率実績92.61%が、東京都の設定する計画期間の最終値（2020年度における目

標収納率 90.03%) を既に 2.58 ポイント上回っているため、目標収納率については都の運営方針によらず、町田市独自に設定します。

イ 目標収納率

- 町田市の収納率は、全国平均及び東京都平均と比較しても良好な水準であることから、この水準を堅持することが重要です。そのため、2016年度の収納率実績（92.61%）を基本として、当該年度の目標収納率を前年度実績以上とします。

東京都設定の現年度分目標収納率

	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
都設定目標収納率		88.21%	89.12%	90.03%
町田市実績	92.61%			

(3) 収納率向上のための今後の取組

- 多様な納付方法の更なる導入の検討

被保険者の納付に関する利便性を図るため、コンビニエンスストアでの納付やモバイルレジの導入を進めてきました。今後も、新たな納付方法等の導入について引き続き検討を行います。

- 徴税ノウハウを有する部署との連携強化

市税等の徴収を実施している部署に滞納案件を一部移管し、職員の有する豊富な経験を基に納税相談、滞納処分を実施していますが、より効率的・効果的に徴収事務を行うため税徴収部門を完全に一元化します。